

令和7年6月採用

日光市会計年度任用職員採用試験案内

家 庭 相 談 員
募 集 要 項

試 験 と き 令和7年5月12日（月）
ところ 日光市今市本町1番地
日光市役所 本庁舎1階 協議室112

受付期間 令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月30日（水）

日光市役所健康福祉部子ども家庭支援課 子ども家庭係・家庭児童相談室

〒321-1292 日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5148

家庭相談員採用試験募集要項

日光市は、児童の養育に関する相談指導業務を行う家庭相談員を募集します。

募集期間 : 令和7年 4月 1日 (火) から令和7年 4月30日 (水) まで
試験日 : 令和7年 5月12日 (月)

1 任用形態

- 身分 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
- 任用期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日

2 業務内容及び採用予定人数等

業 務 内 容	勤 務 場 所	採用人数
児童の養育に関する相談指導業務	日光市家庭児童相談室 (日光市今市1659番地10)	1名

3 受験資格

- (1) 普通自動車運転免許を有し、パソコンでの事務作業ができ、心身ともに健康で、次のいずれかに該当する方。
- ①学校教育法に基づく大学において、児童福祉学、社会福祉学、児童心理学、教育学の課程を修めて卒業した者
 - ②社会福祉士、または社会福祉主事として2年以上児童福祉業務に従事した者
 - ③上述①②に準ずる者のうち、家庭相談員として必要な学識経験を有する者
- (2) 次の地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当する方は受験できません。
- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験について

(1) 試験区分・内容

区 分	内 容
作文試験	課題指定、800字程度
面接試験	個別面接

(2) 試験日時、試験会場及び合格発表

試 験 日	令和7年5月12日（月）
受付時間	午前9時30分から午前9時45分まで
受 付 試験会場	日光市今市本町1番地 日光市役所 本庁舎1階 協議室112
作文試験時間	午前10時00分から午前10時50分まで
面接試験時間	午前11時10分から (※ 面接試験終了後に随時解散とします。)
合格発表	令和7年5月13日以降

5 合否から採用まで

- (1) 受験者全員に合否を通知します。
- (2) 採用予定日は令和7年6月1日です。

6 受験手続き

(1) 申込方法

提出書類	○申込書 ○写真2枚（カラー・大きさ縦5cm×横4cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入）試験申込書に貼らずに、申込書と一緒にご提出ください。
提 出 先	<u>日光市 子ども家庭支援課へ直接提出</u> (※郵送や他の窓口では、受付できません。)
受付期間	令和7年4月 1日（火）から 令和7年4月30日（水）まで (※閉庁日の土・日・祝日は受け付けておりません。)
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

(2) その他

- 受付後は、提出書類は返却しません。
- 提出書類が不備なものは、受け付けられないのでご注意ください。
- 申込書類は、日光市役所子ども家庭支援課で配付しています。また、市ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードのうえご利用ください。
- 受付後、受験票を送付します。試験当日忘れずにご持参ください。
令和7年5月8日（木）までに受験票が届かない場合には、日光市役所子ども家庭支援課子ども家庭係（電話：0288-21-5148）までご連絡ください。

7 勤務条件等

(1) 勤務時間及び休暇

- 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分 休憩時間1時間
(7時間45分/日)
- 勤務日 月曜日から金曜日のうち、原則週4日勤務
(毎週土曜日及び日曜日並びに祝日・年末年始は休み)
- 休暇 ①年次有給休暇(16日) ※2年目以降更新の場合は20日/年
②特別休暇(有給・無給)、職専免、育児休暇、部分休業

(2) 報酬

- 月額184,000円を支給します。
- 期末・勤勉手当を12月に支給します。(2年度目以降は、6月、12月の年2回)
- 日光市一般職の職員の給与に関する条例の例により、時間外勤務に係る報酬、通勤手当、費用弁償を支給します。

(3) 任用期間

- 1年以内(1会計年度を超えない)。
- 再度の任用は、連続4回(5年以内)となります。
再度の任用は、前年度の勤務実績を考慮した能力実証を行い決定します。
- 5年目に再度任用を希望する場合には、採用試験に応募していただきます。
- 地方公務員法の定年退職は適用されません。

(4) 保険

- 社会保険・雇用保険に加入します。

(5) 服務

- 営利企業への従事の制限(地方公務員法第38条)は適用除外となり、兼業可能です。
- 地方公務員法上の服務規程が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。

8 その他

- (1) 受験のための旅費等は一切支給しません。
- (2) 試験当日は交通事情を考慮して、受付時刻に遅れないようご注意ください。